

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 施設財務課</p>	<p>以下の業務委託契約2件について、受注者（株式会社A及び株式会社B）から契約に係る仕様書及び特記仕様書で定める必要な届出を徴していなかった。</p> <p>1 大阪府立桃谷高等学校 常駐警備業務（58,977,490円） 株式会社A ・警備担当責任者届等の届出（仕様書第4） ・作業責任者等の届出（契約書第7条関係 特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第3）</p> <p>2 大阪府立農芸高等学校 常駐警備業務（64,680,000円） 株式会社B ・警備担当責任者届等の届出（仕様書第4） ・作業責任者等の届出（契約書第7条関係 特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第3）</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書及び特記仕様書で定める必要な届出を受注者から受理するとともに、本事例について課内で共有し、契約事務のルール等について周知徹底を図った。</p> <p>今後は契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月8日から同年7月6日まで）